

デイサービスセンターオアシス 重要事項説明書

(令和6年6月現在)

通所介護サービスの提供開始にあたり、ご確認いただきたい内容でございます。
不明な点がございましたら、遠慮なくご質問ください。

1. サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 和楽園
代表者	理事長 中村洋子
法人所在地 電話番号	福井県 越前市村国1丁目9-8 (0778) 23-0983
法人設立年月日	昭和47年3月31日

2. サービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所の名称	デイサービスセンターオアシス
介護保険指定 事業所番号	地域密着型 通所介護 1870300074
事業所所在地	福井県越前市堀川町3-14
連絡先	電話 (0778) 21-5454 FAX (0778) 21-5457
事業の実施地域	越前市
利用定員	18名

(2) 事業の目的と運営方針

事業の目的	ご利用の方の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、 要介護状態となることの予防。
運営の方針	ご利用の方の立場に立った適切なサービスの提供に 努める。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日 (国民の祝日、年末年始、お盆休暇を除く)
営業時間	午前9時より午後5時まで

(4) サービス提供時間

サービス提供日	月曜日～土曜日 (国民の祝日、年末年始、お盆休暇を除く)
サービス提供時間	午前9時より午後4時半まで

(5) 事業所の職員体制

職員の職種	職務内容	人員数
管理者（兼務）	職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。	1名
生活相談員	利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。	1名以上
看護職員	健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。	1名以上
介護職員	サービスの提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し、適切な介助を行う。	2名以上
機能訓練指導員（兼務）	利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練等を行う。	1名以上
栄養士または調理師	食事の調理を行う。	1名

3. 提供するサービスの費用について

《地域密着型通所介護》（1割負担の場合）

R6.4

介護度 利用時間	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
3～4時間	416円	478円	540円	600円	663円
4～5時間	436円	501円	566円	629円	695円
5～6時間	657円	776円	896円	1,013円	1,134円
6～7時間	678円	801円	925円	1,049円	1,172円
7～8時間	753円	890円	1,032円	1,172円	1,312円

《加算減算》

項目	金額
入浴介助加算Ⅰ	40円
送迎減算（片道）	▲47円
サービス提供体制加算Ⅲ	6円
介護職員処遇改善加算Ⅱ	所定単位数に9.0%を乗じた単位で算定

※介護保険の支給限度額を超えてのご利用の場合は、原則として介護報酬の全額（10割）を頂きます。

《介護保険対象外サービスの料金》

食費（食材費）	750円
パット、紙パンツ代（利用された場合）	実費
レクレーション等にかかる費用	実費
連絡帳等、物品代	実費

4. 虐待防止について

事業者は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等、必要な体制の整備を行うとともに、その従事者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

- (1) 研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (3) 事業所は虐待防止に関する担当者を選定します。
- (4) 当該事業所従業者または養護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを越前市に通報します。

5. 感染症対策の強化について

事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 介護職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- (4) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (5) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

6. 業務継続に向けた取組の強化について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、該当業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

7. 事故発生時の対応について

- (1) 利用者に対するサービスの提供により、事故が発生した場合には速やかに家族、越前市、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対するサービス提供または送迎により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

8. サービス提供記録の開示

- (1) 通所介護の実施ごとにサービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを利用終了した日から5年間保存します。
- (2) サービスを提供した際の各種のサービス計画記録は、利用者の求めに応じて開示致しません。

9. サービス提供に関する相談、苦情について

提供したサービスに対し、利用者およびその家族からの相談および苦情を受け付けるための窓口を設置します。

事業所の窓口	利用時間 平日 午前8時30分～午後5時 利用方法 電話 (0778) 21-5454 面接場所 デイサービスセンターオアシス 苦情受付担当者 渡辺早苗 苦情解決責任者 加藤和美 第三者委員 社会福祉法人和楽園 監事 樋爪猛教 社会福祉法人和楽園 監事 河野純子
越前市の窓口	越前市長寿福祉課 (本庁舎1階) 利用時間 平日 午前8時30分～午後5時 利用方法 電話 (0778) 22-3715
国保連の窓口	福井県国民健康保険団体連合会 (自治会館4階) 利用時間 平日 午前9時～午後5時 利用方法 電話 (0776) 57-1611

10. サービスの第三者評価の実施状況について

当事業所は、第三者評価機関による評価を実施していません。

11. 緊急時の対応方法

サービス提供中に、利用者には病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに主治の医師または協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。